

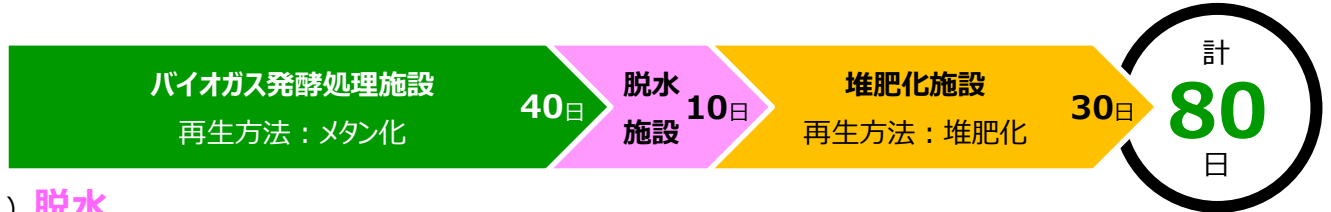
JNEXバイオプラント 処分日数 及び 産業廃棄物管理票（マニフェスト）返却日数の目安について

1. 処分日数

処分終了日は、(1)～(3)の各処分方法に応じた処分日数を運搬終了日に加算した日となります。
なお、処分方法は処分委託契約書または産業廃棄物管理票（マニフェスト）の該当欄にてご確認ください。

(1) バイオガス発酵処理

対象	産業廃棄物	一般廃棄物
	動植物性残さ 汚泥 廃酸 廃アルカリ	食品廃棄物



(2) 脱水

対象	産業廃棄物	一般廃棄物
	汚泥（含水率85%超） 廃油 動物のふん尿	汚泥



(3) 堆肥化

対象	産業廃棄物	一般廃棄物
	汚泥（含水率85%以下） 動植物性残さ	汚泥



2. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）返却日数

当社では、運搬終了日または処分終了日より概ね1週間以内に発送（返却）しております。
また、**全ての処分方法が再生利用による中間処理（＝最終処分）**であるため、D・E票は同時の返送となります。

		●:保存 ^{※1} 者	○:送付 ^{※2} 者	排出事業者	収運業者	処分業者
排出（交付）	A			●		
収集運搬	B 1				●	
	B 2		○	● ←		
中間処理	C 1					●
	C 2		○		● ←	
	D		○	● ←	● ←	
最終処分	E		○	● ←	● ←	

※1.保存期間：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第八条の二十一の二、第八条の二十六において、産業廃棄物管理票（写し）の保存期間は交付日（A票）または送付日（B1～E票）から**5年**と定められています。

※2.送付期限：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第八条の二十三、第八条の二十五、第八条の二十五の三において、排出事業者への送付期限は各終了日から**10日以内**と定められています。